

健発0331第41号
平成26年3月31日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定感染症検査等事業について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号本職通知「特定感染症予防事業について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

「特定感染症検査等事業実施要綱」新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施について</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号）に定められるHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに<u>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業</u>並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のとおりとする。 (1) 3の(1)、(3)及び(4)の事業 都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区 (2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業について</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びにHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号）に定められるHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに<u>肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業</u>並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のとおりとする。 (1) 3の(1)、(3)、(4)及び(5)の事業 都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区 (2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>3. 事業内容</p> <p>保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにHTLV-1に関する検査事業及び相談事業並びにHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに<u>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業</u>並びに風しん抗体検査事業に対して補助をするものである。</p> <p>なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 性感染症・HTLV-1検査及び相談事業 (略)</p> <p>(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)</p>	<p>3. 事業内容</p> <p>保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにHTLV-1に関する検査事業及び相談事業並びにHIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに<u>肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業（B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）</u>並びに風しん抗体検査事業に対して補助をするものである。</p> <p>なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 性感染症・HTLV-1検査及び相談事業 (略)</p> <p>(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)</p>
<p>(3) <u>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業</u></p> <p>ア <u>肝炎ウイルス検査</u> 保健所又は委託医療機関等においてB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を実施。</p> <p>イ <u>B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業</u></p> <p>ウ <u>陽性者フォローアップ事業</u> (ア) <u>陽性者のフォローアップ</u> 肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対し、医療機関への受診勧奨等を実施。 (イ) <u>検査費用の助成</u> 初回精密検査及び定期検査に係る費用の助成を実施。</p>	<p>(3) <u>肝炎ウイルス検査及び相談事業</u></p> <p>ア <u>肝炎ウイルス検査</u> (ア) <u>実施方式</u> 保健所において実施。</p> <p>(イ) <u>対象者</u> 本検査の受検を希望する者とする。 ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。</p> <p>(ウ) <u>肝炎ウイルス検査の実施</u> 肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。 a <u>HBs抗原検査</u> 凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。</p>

b HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

d HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

a HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

b HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

<p>(4) 風しん抗体検査事業 (略)</p>	<p>d HCV抗体の検出 <u>HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。</u> <u>なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。</u></p> <p>(オ) 指導区分 <u>HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。</u> <u>HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。</u></p> <p>(カ) 検査の結果 <u>検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。</u></p> <p>イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業</p> <p>(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 <u>ア 本事業は、(3)のアの事業の規定を準用する。この場合において、(3)のアの(ア)中、「保健所において実施」とあるのは、「医療機関等への委託(地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。)により実施」と読み替えることとし、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。</u> <u>ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。</u> <u>イ 本検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。</u></p> <p>(5) 風しん抗体検査事業 (略)</p>
------------------------------	---

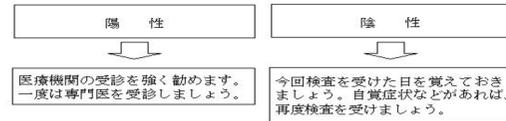
改正後	改正前
<p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p>	<p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p>

(削除)

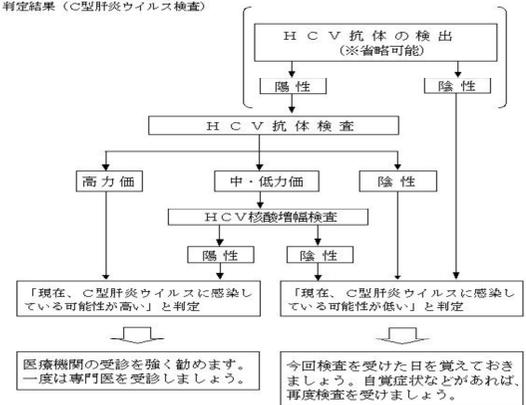
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(改正後全文)

特定感染症検査等事業について

健発第 0327012 号

平成 14 年 3 月 27 日

最終一部改正 健発 0 3 3 1 第 4 1 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 21 号）に定められる HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業並びに風しん抗体検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3 の (1)、(3) 及び (4) の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3 の (2) の事業

平成 25 年 3 月 29 日健発 0 3 2 9 第 1 9 号厚生労働省健康局長通知「HIV 検査・相談事業について」の別紙「HIV 検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の 5 疾患）並びに HTLV-1 に関する検査事業及び相談事業並びに HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業並びに風しん抗体検査事業に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

(1) 性感染症・HTLV-1 検査及び相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の相談事業

(2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める事業

(3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

ア 肝炎ウイルス検査

保健所又は委託医療機関等においてB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を実施。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

ウ 陽性者フォローアップ事業

(ア) 陽性者のフォローアップ

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対し、医療機関への受診勧奨等を実施。

(イ) 検査費用の助成

初回精密検査及び定期検査に係る費用の助成を実施。

(4) 風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既応歴がある者は除く。

ウ 本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。